

## 豊橋市と株式会社スギ薬局との健康増進に関する連携協定書

豊橋市（以下「甲」という。）、株式会社スギ薬局（以下「乙」という。）は、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、次のとおり連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を図り、豊橋市民（以下「市民」という。）の健康増進及び豊橋市内企業（以下「市内企業」という。）の健康経営の普及促進に向けた取り組みを通じて、市民のより一層の健康で幸せな生活の実現を図ることを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力を図るものとする。

- (1) 市民及び市内企業の従業員の健康増進に関する事項
- (2) 市内企業における健康経営の普及促進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、双方合意の上、前条の目的達成に必要と認める事項

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、当該事項の実施について協議を行い、具体的な実施事項について、双方合意の上、決定するものとする。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の有する秘密とすべき情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

### （協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了日の1か月前までに、甲及び乙より終了の申し出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

### （協定の変更及び解除）

第5条 甲及び乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙で協議

のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

### （疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結の確実を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ署名のうえ各1通を所持するものとする。

令和4年2月2日

甲 愛知県豊橋市今橋町1番地

豊橋市長

浅井由宇

乙 愛知県大府市横根町新江62番地の1

株式会社スギ薬局

代表取締役 社長

杉浦 克典